(略)

新(赤文字部分が変更箇所) 旧(赤文字部分が変更箇所) (略) (略) 想定損害金額例 想定損害金額例 ケース1:お預入直後に解約し、市場金利の変動がなかった場 ケース1:お預入直後に解約し、市場金利の変動がなかった場 合 合 ⇒元本の約 16%の損害金をご負担いただくことが予想されま ⇒元本の約 5%の損害金をご負担いただくことが予想されます。 す。従って、100万円のお預入れに対しては約16万円の損害 従って、100万円のお預入れに対しては約5万円の損害金を 金を差引いて、約84万円が払戻しの金額となります。 差引いて、約95万円が払戻しの金額となります。 ケース2:ご解約時点における市場金利の上昇幅が、当行が ケース2:ご解約時点における市場金利の上昇幅が、当行が 合理的に取得できる市場金利の記録等から算出した最大値に 合理的に取得できる市場金利の記録等から算出した最大値に なっていた場合 なっていた場合 ⇒元本の約 24%の損害金をご負担いただくことが予想されま ⇒元本の約 24%の損害金をご負担いただくことが予想されま す。従って、100万円のお預入れに対しては約24万円の損害 す。従って、100万円のお預入れに対しては約24万円の損害 金を差引いて、約76万円が払戻しの金額となります。 金を差引いて、約76万円が払戻しの金額となります。

(略)